

別添

保育所における感染症防止対策強化についての要望

社会福祉法人日本保育協会
理事長 佐々木 典夫

日本保育園保健協議会
会長 鴨下重彦

新型インフルエンザの世界的な流行を目の当たりにして、保育所における感染症対策の根本的見直しの必要性を感じております。児童福祉法や児童福祉施設最低基準等を見ると、保育所における感染症に関する諸規定は十分ではありません。特に、身体的にも免疫学的にも未熟な0・1・2歳児の集団保育を行う保育所においては、感染症に対する強力な防止対策は喫緊の課題であり、安心できる制度設計と保健活動推進のために次のとおり要望します。

1. 保育所における感染症防止についての規定の整備を

保育所における0・1・2歳児については保護者と連携し、感染症については特に配慮しなければなりません。そこで、児童福祉法の第45条（最低基準の制定等）に「保健・安全に十分配慮し」を加え、「・・・その最低基準は、保健・安全に十分配慮し、児童の身体的、精神的発達のために必要な・・・」としていただきたい。また、児童福祉施設最低基準の第10条（衛生管理等）の2「・・・感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」のあとに続けて、「保育所においては、市町村との連携のもとに、国が示す『保育所における保健予防対策についてのガイドライン』に基づくこと」としていただきたい。

2. 地方自治体と保育所の連携体制の構築

学校保健安全法の第4節（感染症の予防）では、学童が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、かかるおそれがあるときの出席停止や、予防上必要があるときは臨時休業ができるとされています。保育所は生後間もない幼弱児の長時間生活している所であることから、学童以上に感染症に対する配慮が必要です。

しかしながら、現状においては学校におけるような措置をとることができません。そこで、市町村・保護者・嘱託医・保健所・企業等と連携して、「保育所保健安全対策会議」（仮称）の設立など、地域のネットワーク（きめ細かな感染情報の提供や、地域の嘱託医・医療機関での一時的な保育等）を活用した感染防止対策の必要な措置が取れる仕組みを作っていただきたい。

3. 総合的な保健活動推進のために

保育所における保健活動の充実のためには、急な発熱や下痢など乳幼児の体調の変化に適切に対処するための医療の一環として、全保育所に看護師の配置が必要です。現行の児童福祉施設最低基準には「保育所の設備の基準」として第32条（設備の基準）1の「乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること」とあり、看護師の配置とは関係なく、2歳以下の乳幼児を対象とした医務室の記述があるのみです。また、書かれたのはかなり前のことであり、インフルエンザ対策など現在の保育所における保健の問題を考えれば十分であるとは言えません。

すべての乳幼児に対する保健活動のため、「医務室」を「保健室」とし、さらに、第32条の5に保健室を加え、「・・・保健室、調理室及び便所を設けること。」としていただきたい。

保育所で体調を崩した時、保護者が迎えに来るまで安静を保てる場として、また、感染症が疑われる場合、感染を拡大させないために隔離する場として、看護師の配置とともにすべての乳幼児のために必要な機能を備えた保健室の整備を進めるべきです。

平成20年に改正された最低基準の第35条は、保育所保育指針（厚生労働大臣告示）に保育所保育の内容を示し、健康及び安全については第5章で述べています。しかし、最低基準の第10条（衛生管理等）2（感染症）についてはふれていません。したがって、35条の中に「感染症の発生予防については第10条の2の規定による」を加えていただきたい。

4. 厚労省に専門職を配置

全国保育所の乳幼児への感染防止・安全対策等のため、小児保健情報の整理、国が示す感染防止ガイドライン等の周知を行う専門職が必要です。早急に厚生労働省雇用均等・児童家庭局に「乳幼児保健・安全指導専門官」（仮称）を設置されることを要望します。

<参考>

- 児童福祉法第45条（最低基準の制定等）厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならぬ。
- 児童福祉施設最低基準第10条（衛生管理等）児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
 - 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 児童福祉施設最低基準第32条（設備の基準）の1
乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
32条の5 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）調理室及び便所を設けること。
- 児童福祉施設最低基準第35条（保育の内容）保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。
- 保育所保育指針（児童福祉施設最低基準第35条の規定に基づく、厚告141）
第5章（健康及び安全）1子どもの健康支援（三）疾病等への対応
イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得てお

くこと。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。

○学校保健安全法 第2章第4節感染症の予防

第19条（出席停止）校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条（臨時休業）学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。